

厚木市環境基本条例の改正の方向性(案)について

1 改正の背景

厚木市環境基本条例を制定した当時の環境問題については、公害や開発による自然破壊等が中心でしたが、現在の環境問題については、地球温暖化の進行、廃棄物問題、生物多様性の損失等、日常生活や経済活動に起因し、不特定多数の者が原因者になっている状況です。

また、環境への影響が懸念される事業の実施については、環境への負荷を最小限に止める仕組みの構築が求められております。

2 改正の目的

このような背景のもと、良好な環境の保全及び創造を図るには、市民、事業者、市の責務をより具体化し、それぞれの立場から環境問題に取り組み、相互に連携、協働し合うとともに、現在の課題に対する施策を明確化し、環境問題への積極的な対応を図る必要があることから、本条例を改正するものです。

3 条例の目指すもの

この条例は、グローバルな視点から現在の環境問題を的確に捉え、良好な環境の保全及び創造を図り、本市の持つ豊かな自然環境を後世に引き継いでいくことを目指します。

4 改正の概要

(1) 各推進主体の責務の明確化

推進主体の責務の内容について、規定します。

推進主体	責務の内容
市民	ごみ減量・資源化の推進、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、自然環境保全活動の取組 など
事業者	環境負荷が少ない事業活動、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみの削減と適正処理
市	施策の策定、環境保全活動への支援、環境問題の情報の収集・調査・研究、環境負荷を最小限に止める事業の実施

(2) 推進主体に団体及び滞在者を追加

本市を活動の場としている団体、観光等で訪れる一過性の滞在者についても、責務を規定します。

推進主体	規定する責務
団体	市民の責務の他、環境保全活動の輪を広める、環境保全の知識を広める
滞在者	自然破壊や指定場所以外のごみの排出の禁止

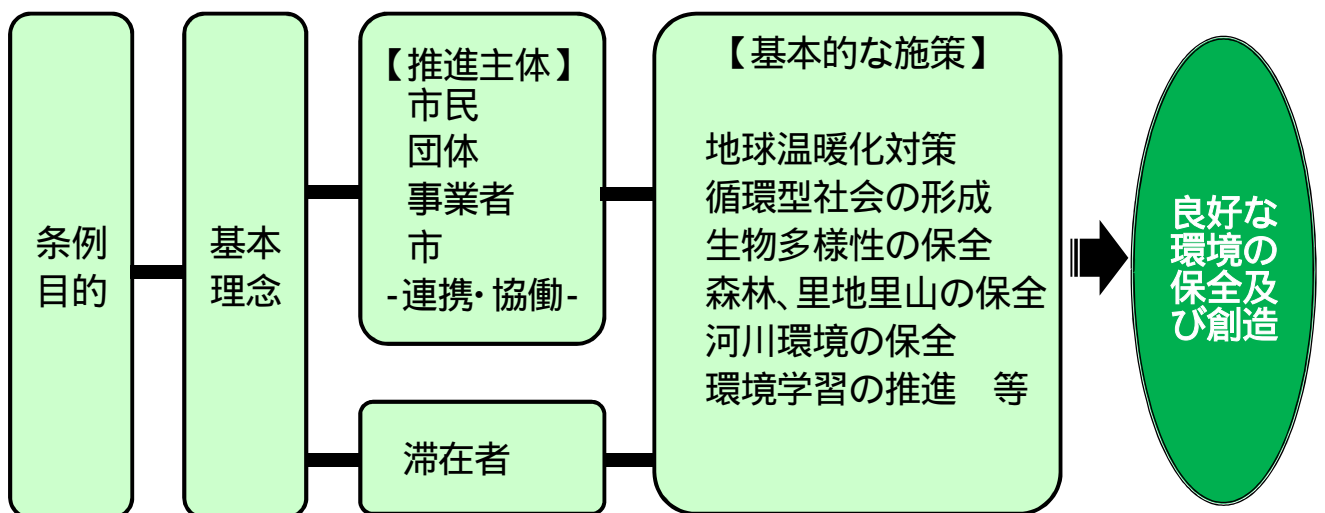
(3) 連携、協働した取組の推進

各推進主体の取組に加え、相互に連携、協働した取組の推進を規定します。

(4) 具体的な施策を規定

地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全、自然環境の保全、環境学習の支援や環境教育の実施などを具体的に規定します。

【イメージ】



(5) 環境に配慮した公共事業実施を調整する体制の整備

一定規模以上の公共事業を実施する場合は、構想や計画策定段階で、生物の多様性等の環境に配慮した公共事業となるように調整する体制を整備します。

(6) 環境審議会に部会を設置

附属機関に類する機関として設置している「生物多様性あつぎ戦略推進委員会」、「温暖化防止対策推進委員会」については、専門的な見地からの助言であることから、環境審議会の部会として設置します。

5 改正スケジュール

時期	内容
平成 29 年 7 月上中旬	『条例改正の方向性について』 統括政策調整会議・経営会議付議
平成 29 年 8 月下旬	意見交換会
平成 29 年 8 月から 10 月	環境審議会に諮問、答申
平成 29 年 11 月中旬	『パブリックコメントの実施について』 統括政策調整会議・経営会議に付議
平成 29 年 11 月中旬～ 12 月下旬	パブリックコメントの実施
平成 30 年 1 月中旬	『パブリックコメントの結果について』 統括政策調整会議・経営会議に付議
平成 30 年 1 月中旬	例規審査会
平成 30 年 2 月下旬	2 月議会に提案
平成 30 年 4 月 1 日	条例施行

